

住民税・軽自動車税(種別割)の納め忘れはありませんか

令和3年度以前の住民税(特別区住民税・都民税)や軽自動車税(種別割)の滞納を放置しておくと、延滞金が増加されるだけでなく、財産の差押え等の滞納処分を受けることにもなります。早急な納付をお願いします。なお、災害や新型コロナウイルス感染症等の影響により、納付が困難な方はお早めにご相談ください。

納付のご案内

納付方法は下表のとおりです。詳しくは区ホームページをご確認ください。

また、納期限を過ぎると、区が業務委託している「納付案内センター」が電話と訪問による納付確認を行っています。その際、必ず「江東区納税課区民税納付案内センターです」と名乗ります。期限内納付にご協力をお願いします。

特別区民税・都民税(普通徴収)の納付は口座振替を

令和4年度第1期分からの申込を受け付けています。納期限ごとに指定の口座から振替納付されるため、納め忘れがありません。ご連絡をいただければ口座振替依頼書をお送りします。申込期限は5月20日(金)です。また、次の金融機関については、6月10日(金)まで区役所、豊洲特別出張所・各出張所の窓口

納付方法 -ご自身にあった方法をお選びください-

窓口	○コンビニエンスストア ○金融機関、郵便局 ○納税課(区役所5階7番) ○豊洲特別出張所・各出張所
ATM	○金融機関のペイジー対応ATM(コンビニ内のATMは不可)
パソコン・スマートフォン	○インターネットバンキング ○モバイルレジ ○LINE Pay 請求書支払い ○PayPay 請求書払い ○クレジットカード(ネットdeモバイルレジ、モバイルレジクレジット)※別途決済手数料がかかります

- 三菱UFJ銀行
 - 三井住友銀行
 - りそな銀行
 - きらぼし銀行
 - ゆうちょ銀行
 - 東京東信用金庫
 - 東京ベイ信用金庫
- ※特別区民税・都民税(特別徴収)と軽自動車税(種別割)は口座振替できません。
- ☎「納付方法・納付案内センター」
納税課収納推進係
☎(3647)2063
FAX(3647)8646
- ☎「納付相談」
納税課徴収第一・第二係
☎(3647)4153
FAX(3647)8646

国民年金保険料の学生納付特例

令和4年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から来年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。

- 老齢基礎年金の受給資格期間となりませんが、老齢基礎年金の金額には反映されません。
 - 10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納できます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。
 - 障害基礎年金請求の審査に際し受給資格期間に算入されません。
- ※学生納付特例に該当しない場合は、免除や納付猶予の申請ができます。

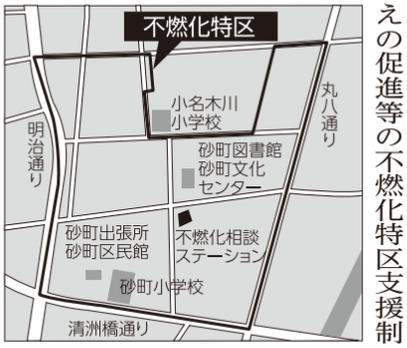
北砂三・四・五丁目地区 不燃化特区支援制度

古くなった建物の建替え、取り壊し等の費用の一部を助成

区では、震災時に火災延焼等の危険性が高い北砂三・四・五丁目地区(北砂三丁目の一部、四丁目、五丁目の一部)を対象に「燃え広がらない・燃えないまち」をめざし、不燃化特区において一定の要件を満たした老朽建築物の除却や不燃化建替への促進等の不燃化特区支援制度を実施しています。

この機会に支援制度を活用して建替えをしてみませんか。まずは、お気軽に不燃化相談ステーションへご相談ください。

支援制度の内容



- 老朽建築物の除却に対する助成
- 不燃化建替えに対する助成
- 老朽建築物を除却後に、不燃化建替えを行う建築物に対して、設計費および監理費の一部を助成しています。
- 住替えに対する助成

老朽建築物を除却する場合は、除却費の一部を助成しています。

不燃化建替えに対する助成
老朽建築物を除却後に、不燃化建替えを行う建築物に対して、設計費および監理費の一部を助成しています。

住替えに対する助成
除却を行う老朽建築物にお住

まいの所有者(借地人のみ)または賃借人の方が住み替える場合に、その費用の一部を助成しています。

不燃化相談ステーション(水・日曜、祝日、年末年始等を除く午前10時～午後6時)

☎(6666)0580
FAX(6666)0521

地域整備課不燃化推進係
☎(3647)9491
FAX(3647)9009

専門家への無料相談
不燃化特区内に老朽建築物をお持ちの方、老朽建築物が建っている土地をお持ちの方を対象に、除却や建替えに伴う法律・税金・資金計画などに関する相談について専門家が答えしま

令和4年度より養育費確保支援事業を実施します。対象は江東区内在住のひとり親家庭等で、養育費に係る公正証書作成手数料等を補助します。詳細は区ホームページをご覧ください。

☎(3647)9230
FAX(3647)9196

「持ち物マイナンバー」が分かる書類、本人確認書類、学生証(表・裏面の写しでも可)または在学証明書

☎区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)・各出張所(現年度分のみ受付)または江東年金事務所国民年金課(亀戸5-16-9)窓口で

☎区民課年金係
☎(3647)1131
FAX(3647)9415

江東年金事務所国民年金課
☎(3683)1231
FAX(3681)6549



養育費確保支援事業

養育費の債務名義化の手續きに要した費用を補助します

令和4年度より養育費確保支援事業を実施します。対象は江東区内在住のひとり親家庭等で、養育費に係る公正証書作成手数料等を補助します。詳細は区ホームページをご覧ください。

☎(3647)9230
FAX(3647)9196

骨髄等の提供者の増加および骨髄等移植の促進を図るため、助成制度を実施しています。

区内在住提供者(ドナー)とその勤務先事業所

骨髄等提供のための通院・入院日数(7日上限)1日あたり、ドナー2万円、勤務先事業所1万円

☎(3647)9539
FAX(3615)7171

※詳細は区ホームページをご覧ください

骨髄等の提供者の増加および骨髄等移植の促進を図るため、助成制度を実施しています。

区内在住提供者(ドナー)とその勤務先事業所

骨髄等提供のための通院・入院日数(7日上限)1日あたり、ドナー2万円、勤務先事業所1万円

☎(3647)9539
FAX(3615)7171

※詳細は区ホームページをご覧ください

除却工事や不燃化建替え工事の着手前や住替え前に、助成対象確認通知を受ける必要があります。

○専門家への無料相談には、受付から2週間程度かかります。また、相談内容によって受付できない場合がありますのでご了承ください。